

長浜市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 8 0 号

長浜市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

長浜市税の減免に関する規則（平成18年長浜市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 1 0 号及び第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 9 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の長浜市税の減免に関する規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。